

グローバル社会における 個人住民税のあり方

昨年度の検討会における議題設定の経緯及び議論の概要

- 平成30年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、同年14日に公布されたところ。
- これにより、新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後さらに在留外国人が増えていくことが想定される。
- 平成30年度の個人住民税検討会では、こうしたことも踏まえ、賦課期日（1月1日）後に出国する外国人に対する徴収方法について、有効と考えられる様々な方策案について議論を行ったところである。

（昨年度検討会での出された主な方策案）

- ・ 特別徴収の一括徴収の義務化
 - 現行法上、6月から12月に退職した納税義務者については、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申出がなければ、一括徴収をすることはできないこととなっているが、これを事由（退職）発生時期に限らず、原則化する。
 - ・ 納税管理人の設定
 - 外国人労働者が国外に出国する場合で、一括徴収や特別徴収が継続される場合を除き、特別徴収義務者を納税管理人とみなす。
入国情時に納税管理人に設定を義務化する。
- ⇒ 今年度の検討会においても、引き続き在留外国人の適切な納税について議論を進めていきたい。

在留外国人の個人住民税の徴収に係る市町村における課題

外国人の納税状況について、一部地方団体に問題点を聞き取ったところ、大きな課題は次の2つ。

(1) 特別徴収されず普通徴収の者が多いなどの理由で、滞納が発生しやすいこと

- 普通徴収で賦課するも、納税意識の違い、生活費を優先する等の理由も相まって滞納が多発。
滞納処分するのは日本人と同様だが、文化や言葉の壁もあいまって進展しないケースも多い。

(特別徴収されない者の多い主な原因)

- ・ 特別徴収の要件を満たさない(※)短期雇用を繰り返している。
- ・ 給与が少額の仕事を掛け持ちすることにより、各事業所からの特別徴収を免れている。

(※) 特別徴収の対象者となる要件「前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者」⇒ 4月1日に給与の支払を受けていなければ普通徴収となる。

(2) 出国(帰国)後、事実上徴収不可能になってしまう場合が多いこと

- 法的には出国時に転出手続が必要だが、罰則がないので無断出国も多く、現行法上市町村は事前に出国を把握するすべもない。

出国時点で残税額がある場合も多いが、その場合、その後の徴収は事実上不可能になる。

→ 団体側からは、「1は、困難は伴うものあくまで通常の徴収・滞納処分の範囲内(日本人と同様)であるのに対し、2は、外国人固有の課題であり、かつ、出国後の徴収はほぼ望めないことから、より問題ではないか」との認識もあった。

現状の問題点と今後の検討の方向性

(1) そもそも滞納が多く、滞納処理も進まないことについて。

⇒ 滞納が多い理由は、

- ・ 特殊な雇用形態などにより、特別徴収ができていないこと
- ・ 文化や言葉の壁、納税意識の違いなどにより、滞納処理が進まないこと

⇒ そこで、次のような方向性が考えられるか

- ① 外国人の雇用形態なども踏まえた上での、特別徴収のさらなる推進
- ② 納税の実効性を確保する(納税せねばならないという環境作り)

(2) 納税せずに出国(帰国)してしまう者が多いことについて。

⇒ 所得の発生のタイミングと納税のタイミングにずれが生じることが、最大の原因であると考えられる。そして、その究極的な解決策としては、現年課税が考えられるが、これは中長期的な検討をする課題。

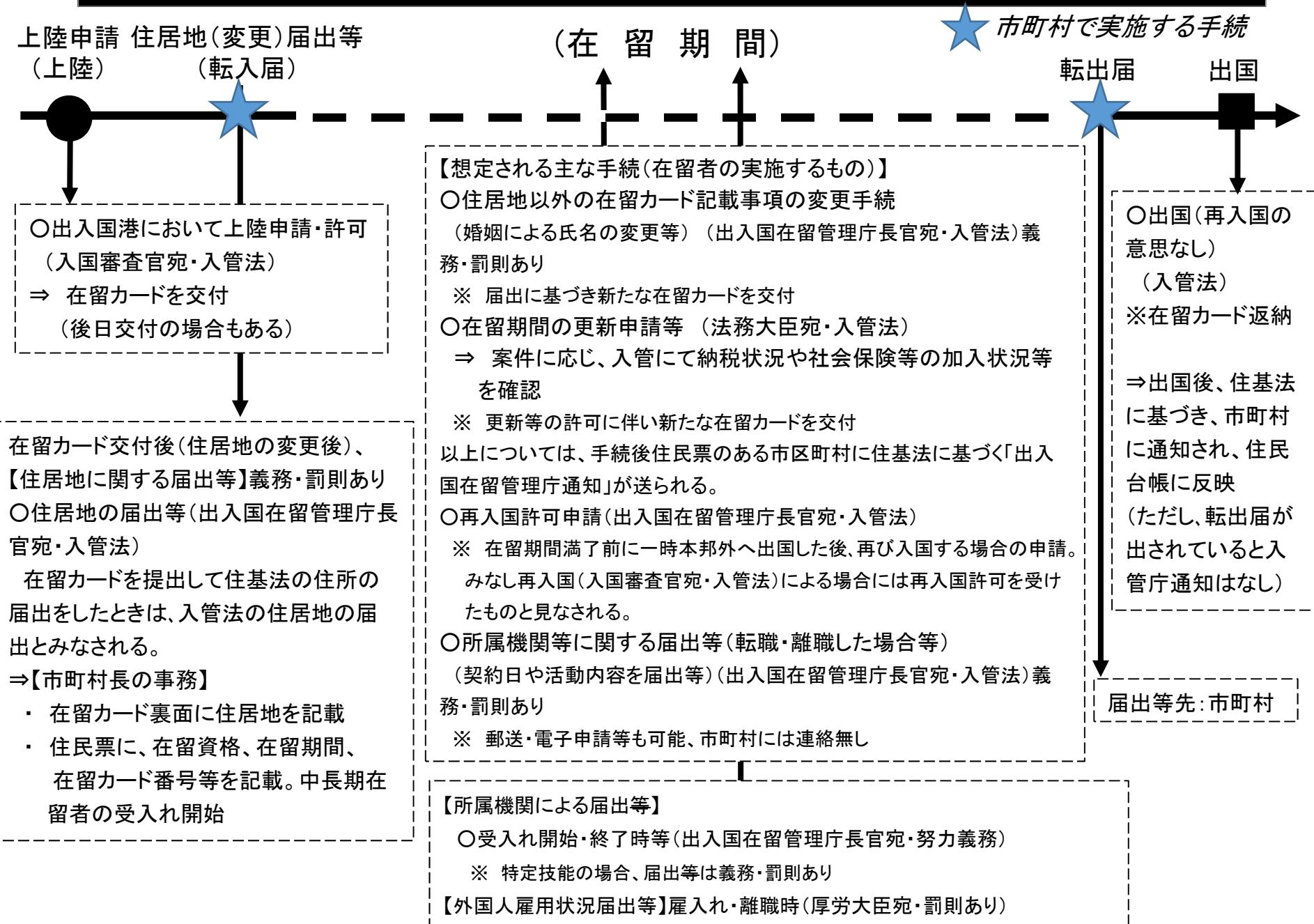
⇒ その他の課題として、

- ・ 市町村が事前に出国を把握するすべがなく、外国人に対し直接納税を求めるタイミングがないこと
- ・ したがって、仮に資産などがあっても、納税しないまま帰国してしまう場合があること
- ・ いったん帰国してしまえば、徴収コストの問題などから、徴収をあきらめざるを得ない状況にあること

⇒ そこで、次のような方向性が考えられるか。

- ③ 帰国の予定を把握する機会を増やす
- ④ 帰国時や帰国後の納税の実効性を確保する方法を模索する

【参考】中長期在留者が実施する主な手続



【参考】中長期在留者が行う主な申請一覧

※ ○の手続は、実施後住基法に基づき、出入国在留管理庁から住民票のある市町村に通知され、外国人住民台帳に反映(住民基本台帳の正確性を期す目的)。

申請・届出名	申請・届出先	申請・届出期限	申請・届出項目	市町村への情報提供※
①上陸申請	入国審査官	上陸時	本邦において行おうとする活動の内容	—
②住居地届出等 (法第19条の7) (法第19条の8) (法第19条の9)	出入国在留管理庁長官 <u>(市町村長を経由)</u>	住居地を定めた(の変更)日から14日以内	国籍・地域、氏名、生年月日、性別、住居地(前の住居地も含む)、在留カード番号 等	—
③住居地以外の記載事項の変更届出等 (法第19条の10)	出入国在留管理庁長官	変更を生じた日から14日以内	国籍・地域、氏名、生年月日、性別及びそれらのうち変更を生じた事項等	○
④所属機関等に関する届出等 (法第19条の16)	出入国在留管理庁長官	事由が生じた日から14日以内	※在留資格によって異なる(例:特定技能) 契約機関(就職先・学校等)の名称や所在地の変更、 契約の終了や締結等があった年月日 等	×
⑤在留期間の更新申請等 (法第21条)	法務大臣	在留期間が満了する日まで	※在留資格によって異なる。 (例:特定技能) 基本的に、活動の内容及び期間、滞在費支弁方法、 <u>納税状況額</u> 及び社会保険の加入状況等を確認	○ (在留期間)
⑥転出届 (住基法第24条)	市町村長	—	氏名、転出先、転出の予定年月日	—

【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)(抄)

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないとするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。
また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。[法務省(国税庁、総務省)]《施策番号95》
- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時までに、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようとするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。[法務省]《施策番号96》
- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、**特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知**を図る。
地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。
[総務省]《施策番号97》